

## 第5回尼崎市生物多様性地域戦略策定部会 議事概要

日時 : 令和5年6月26日(月曜日)午後2時00分から午後4時00分まで  
場所 : 尼崎市役所中館 8階 8-2 会議室  
出席委員 : 6人  
傍聴者 : なし

### ○開会

- ・定足数の確認
- ・資料確認

### ○議事

#### 議題1 尼崎市生物多様性地域戦略(案)について

事務局 :

—資料1、資料2について説明—

部会長 :

ただ今の説明について、意見などがあればお願いします。

では、私から述べます。前回の部会での尼崎地域の自然の特色を踏まえる必要性があるという指摘に基づいて書いてくれていますが、尼崎には豊かな自然はありません。確かに、猪名川自然林やそれに類するものが点々とあることは事実ですが、尼崎、川西、宝塚、三田という地域で里山の面積などを比較した場合に、尼崎には何もないということになります。まず、そのような状況であるという認識をもつことが必要です。

尼崎に自然があるという認識から始まるのではなく、基本的に自然はないという事実を認識してこそ、現在残っているものは積極的に保護していかなければならないという姿勢が生まれます。中途半端な書き方をすると、尼崎にも自然はあるから何とかするのではないかという誤解が生じます。ですから、そうではなく、既にほとんどなくなっているので、点々と残っているものだけは絶対に保護していかなければ、尼崎の自然は本当になくなってしまうという書き方をする必要があったと思います。他に意見があれば、お願いします。

委員 :

河川に関する記載についてですが、武庫川、猪名川、藻川の所では、アユやウナギが生息しているので連続性が確保されているという話がありましたが、この点には疑問を感じるので、もう一度考えていただくほうが良いと思います。猪名川には堰はないので、そのとお

りかもしれませんが、武庫川には、堰があります。これは尼崎市だけの問題ではありませんが、武庫川には堰があり、課題の多い川だと思います。ですから、連続性が確保されているので大丈夫ということにはならないのではないのでしょうか。

事務局：

回遊性の魚類が見つまっているということではなく、物理的な堰の有無が問題だということですか。

委員：

堰があり、魚道が機能していないということもあります。アユやウナギがどの程度、上ることができているのかについて、私は武庫川のデータは持っていませんが、確かに河口にはアユもウナギも生息しています。猪名川でもウナギがたくさん捕れるという話もあります。

しかし、例えば、武庫川の上流のどの辺りまでアユやウナギが生息しているのかについて、はっきりしたことは分かりませんが、どこかで止まっていると思います。回遊性、連続性というところでは、必ずしもうまくいっていないかもしれないので、再度、確認が必要だと思いました。

事務局：

上流の状況などの確認ということですか。

委員：

はい。

部会長：

他にも意見がありますか。

委員：

最初の部会長の意見を明日開催される公園緑地分科会の専門部会での議論に、どのように反映させるかということを考えていますが、緑の基本計画は計画で、生物のことをもっと書きたいという思いがあります。しかし、戦略できちんと書くので、あまり具体的に書かないでおこうというような話もあるので、どうすればいいか考えています。

部会長の意見の書き方として、戦略の 2 ページ、特にここに尼崎らしさを反映したという尼崎における生物多様性のページにて、最初に尼崎の自然の成り立ちということで二つの段落を使っています。ここでも、部会長の話のように、身近なものだったのが現在はこれくらいの自然しかないというようなことを書くことができると思います。

また、尼崎の自然の成り立ちの後半の部分では、自然がなくなって今どのような状況なの

かという事について、緑の基本計画のほうで書いたほうがいいのか、こちらで書いたほうがいいのかは迷っていますが、特色は出ています。結果的にですが、南部には尼崎の森中央緑地というコアなサンクチュアリがありますが、周囲は工場ばかりで民有地の緑地しかないという状況です。また、市内中央の阪神沿線から阪急沿線の間は一般的な市街地で、公園緑地や街路樹を中心に構成せざるを得ません。北部に行けば、東の方では、食満の辺りにはまとまった農地があり、西のほうには水路などもあり、昔の農業の成り立ちも少しは残っていますが、基本的には市街化が進んでいます。そのような状況で何とかしなければならないという出発点を書くことはできるという感じはしています。

それを書いていただければ、緑の基本計画では、『その生物多様性を～』という表現で受けて、具体的な方策を書けるのではないかという感じがしました。

部会長：

この文章では、保全・創出されているという感じがしますが、実際は保全・創出は行われていません。現状のままでは非常に危ないという言い方が必要です。そのようにすれば、緑の基本計画でそれを受けて、緑をもう少し何とかしようというところにつながられるかもしれない。今、尼崎の森中央緑地は別にして、残りの自然が積極的に保全・創出されているわけではありません。

全体で動いているわけではないという認識は、尼崎においては重要だと思います。他にもありますか。

委員：

先ほどの意見のように、まさに実感としてそれを感じているところです。

特に、私も農地についてはよく知っているつもりですが、毎年、農地が宅地に変わり続けている様子を目の当たりにしています。例えば、それは数字に表すことができます。数字に表して効果があるかどうかは分かりませんが、農地の減少率などを数字にして検証してみると、もっとリアルに感じられるのではないかと思います。

部会長：

猪名川の河川もそうですが、毎年、改修が進んでいます。そのような改修が自然にとってプラスになるかと言えば、全くプラスにはなっていないように思います。どうしてもつぶすほうに動いてしまいます。国土交通省はそれなりに予算も持っているので、自然に配慮するという方向で動いてはいますが、こちらの思うようには進んでいません。例えば、尼崎で唯一残っていた、ヨシの群落が、今回はつぶされることになっています。

ですから、今ある自然を守らなければならないという視点で、もう少し強調したほうがいいということです。他にも意見がありますか。

委員：

先ほどの話にあったように、尼崎の森中央緑地は特別かもしれませんが、猪名川自然林や佐璞丘でも、多少管理したり、ヒメボタルに関する活動があったりします。それは本当にわずかばかり残っているもののために活動しているものです。限られた場所で、活動が行われていますが、それを市全体に広げていきたいというような訴えをしてもらえるとうれしいです。

部会長：

事実は変わらないので、書き方の問題だけだと思いますが、現状をどのように認識するかということは重要です。他にもありますか。

委員：

先ほどの続きで、緑の基本計画で位置付けておけば、後から国の補助を受けることができたりするというメリットがあります。例えば、緑化重点地区や特別緑地保全地区というものもあります。それに指定しやすくするためにも位置付けが重要で、この部会で言えば、特別緑地保全地区に当たりそうな所は、佐璞丘のような所に限られる感じですか。

部会長：

猪名川自然林もあります。

委員：

猪名川自然林もそれに当たるという理解でいいのですか。

部会長：

他にも、社寺林があります。

委員：

文化も含めてということで、社寺林も保全地区には該当しますね。

また、生態系サービスのことも、前回までの意見に対応しているということがありました。それが書かれているということであれば、緑の基本計画で、そのような場所を保全地区に指定していくことは行いやすくなります。

部会長：

法的強制力の下に置かなければ、保全はなかなか進みません。ですから、そのような指定ができる所があれば、積極的にしてもらえばと思います。

例えば、水路などは指定できるのですか。以前から言っている、デンジソウの生えている

水路のような所を指定できないのでしょうか。

委員：

できるかもしれません。調べてから、緑の基本計画でも議論してみます。

部会長：

ここの部会では、指定などを行うことはできません。指定したほうが良いということは言えても、実際に動くことはできません。他の地域の生物多様性戦略を策定する場合も、戦略という大きな枠をつくることはできても、具体的にはなかなか動きません。具体的に動かそうと思えば、施策へつなげるか、何かに指定しなければなりません。

委員：

都市緑化法上は農地も水路も緑地として扱われるので、それが一体となった北東部などでは地区指定が行いやすいのですが、都市の中に少しだけ残った水路のような、いわゆる点の部分では難しいかもしれません。生物多様性の上では大切なことなので、検討したいと思います。

部会長：

兵庫県内で、デンジソウはほぼ絶滅しています。確実に自生しているのは尼崎と川西の一部だけで、他にはありません。現場を見たことがありますか。私は見たことがないのですが、そこも汚れていて危ないという話を聞いています。

事務局：

水の恒常的な供給がなく、雨水だけです。

委員：

そのような環境であれば、豊かな環境とはいいいにくく、指定は難しいかもしれません。

事務局：

きれいな水が流れているというよりも、よどんでいるという感じです。線路沿線の水路で、ごみが落ちていたりしており、あまり良い環境ではありません。

部会長：

それでも、それをどこかに移植する前に、現場で保全するのが当然です。どうしても保全することができなければ別の場所に移植しますが、現場で努力もすることなく移植すると問題になります。尼崎の絶滅危惧種はそれだけではありませんが、兵庫県のレッドリストで

は A ランクであり、希少性が非常に高いです。そのようなものの保全が、この部会で提案できなければまずいということです。

委員：

法律上の解釈は分かりませんが、豊かな自然がたくさんあり、あれもこれも A ランクなので全てを保全地区にするという方法もあります。逆に、尼崎でも、市街化が進み、ほとんど自然がなくなっている中で、ここしかないという場所をきちんと保全しなければなりません。他の地域のように良い環境が広がっているような場所とは全く違いますが、尼崎だから指定する価値があるということはあると思います。

部会長：

デンジソウそのものには、三田のような自然の豊かな場所でも天然記念物として指定できるほどの価値があります。尼崎にとってはさらに価値が高いものです。

他にも何かありますか。明日、公園緑地分科会の専門部会でつなげていただけるのでぜひお願いします。それには予算が担保されるといったことがあるのですか。

委員：

補助金のようなものがあつたと思います。他市では地域全体を緑化重点地区に指定して、過去から指定されているような場所は緑化重点地区とすることで、もらえる可能性を広げておくというテクニックを使う自治体もあります。一方で、特別緑地保全地区は、同じように、地域全域を特別緑地保全地区にするというようなことには違和感があります。

部会長：

現段階では、猪名川自然林や佐璞丘などは指定されているのですか。

委員：

前回の緑の基本計画では、話は出ましたが、特別緑地保全地区も緑化重点地区も地区指定の掲載はしなかったはずです。もったいない話です。

部会長：

今回、この部会で具体的な施策として動かないのはまずいというところがあります。何らかの指定がされれば、少しは動くことになります。他に何かありますか。

委員：

現時点では、特にありません。

部会長：

では、次の議題に移ります。次の議題の説明をお願いします。

## 議題2 学習啓発冊子について

事務局：

－資料3、参考2、参考3について説明－

部会長：

ありがとうございます。ただ今の説明についての意見等があれば、お願いします。どうぞ。

委員：

確認したい点があります。先ほど説明のあった、重要種と指標種とレッドリストは、関係性としては、レッドリストに選ばれているもののほとんどは重要種に入ることですか。

事務局：

はい。レッドリストに選んでいるものを重要種として取り扱うこととしています。

委員：

つまり、レッドリストに載っているものがそのまま学習啓発冊子に重要種として載るわけではなく、レッドリストにだけ載っているものがあるということでしょうか。

事務局：

レッドリストを作成して、その一部を学習用啓発冊子に載せたいと考えています。

委員：

指標種にはさまざまな指標となる種が選ばれており、良い環境を示すもの、豊かな環境を示すもの、特殊な環境を示すものなどが混在しています。そのように混在しているものを指標種として、この学習用の冊子に載せるのは、今後、それらの指標種を調査対象にするという目的があるからですか。

事務局：

草地や樹林性のある指標種が生息しているということが身近に確認できれば、市民にそのような環境が近くにあるということを知ってもらうことができます。中学生を対象としたアンケート調査の対象種などでも、感覚的に種を選んでいる部分もあります。そのような

ところで指標種を活用するという事も検討できると思います。また、10年後に戦略を改定する際には調査することになると思いますが、そのような機会にこのような種を確認して状況を比較することができれば、環境が改善しているかどうか分かるのではないかと思います。

委員：

この種を見つけたときには、よかったと思うような種も、このようなものがいたのかと驚くような種も、全てがここに混在することになるのですか。

事務局：

そうです。

委員：

そのようなグループ分けに関しては少し違和感があります。カワヂシャもオオカワヂシャも、両方が指標種です。それが見つかるのは良いことなのかどうかよく分からないので、指標種というジャンルの意味合いが分かりにくいです。将来的にこれらの生き物を調査対象として記録を取っていくということであれば面白いかもしれませんが、意味付けには少し違和感があります。

部会長：

良い環境の指標となる生物群と悪い環境の指標となる生物群に分類するのはいかがですか。

事務局：

はい。

部会長：

どのような環境の指標となるのかという情報をもう少し細かく書いておけば、誤解を受けないと思います。

委員：

もう1つあります。私も先ほどのご意見と同じで、分かりにくいと感じます。指標種には良いものと悪いものの両方が入っているので、子どもがこれをどのように理解されるかについて、不安を感じます。また、ここには外来生物も入っています。特に、外来生物であるアメリカザリガニとミシシippiaカミミガメが指標種扱いになっています。外来生物法の改定に伴って、6月1日からこれらは規制対象になり、今後は駆除も考えていかなければなら

ない種になります。単に外来生物であるということだけではなく、そのようなことについても啓発できるようになるといいです。

ミシシippアカミミガメもアメリカザリガニも子どもには人気が高いので、いきなり駆除となれば、子どもたちの心の傷になるかもしれません。大人向けに啓発するようなことも少し入るといいのではないかと思います。

こちらのパンフレットの12ページでは、重要種、外来種、指標種の三つに分類されていますが、ザリガニとアカミミガメは外来種であるとともに、こちらでは指標種に入っています。この辺りの重複は整理するほうがよいと思いました。

事務局：

指標種の意味についての前提条件が記載されていませんが、見つかることが良い環境であることを指標する種と、良くない環境であることを指標する種の両方を指標種に入れています。アメリカザリガニやミシシippアカミミガメは非常に身近な生物で、市内の多くの場所に生息していますが、それは環境が良くないことを示しており、在来種が捕食されたりしているかもしれないことなども、一緒に伝えていく必要があると思っています。

冊子の12ページ、下のほうにあるように、ペットとして飼っているのであれば、放してはならないことなども、一緒に伝えていく必要があると考えています。この2種は特に身近で、条件付きという異例の取り扱いがされているものなので、そのような情報をこの辺りには記載したいと思います。指標種の定義については、12ページの右上にあります。この部分に、指標種には良い環境であることを示すものだけではなく、悪い環境であることを示す種も含んでいることを記載するなどして、対応したいと思います。

部会長：

良い環境を指標する種と悪い環境を指標する種を使い分けるということを考えていただきたいと思います。

委員：

指標種については、環境のことがきちんと記載されることは分かりました。しかし一方で、特定の環境を指標しないような種には注目しなくてもいいのかという感じになるような気がします。なぜそれを特別視するのかという理由についての記載が必要ではないでしょうか。

もしも指標種として指定するのであれば、尼崎が増やしたい環境とは何かを示し、そのために、それを指標する種を増やしたいということを伝える必要があると思います。その逆についても同様です。ですから、とにかく環境を指標していればよいというものではないと思いました。どのような環境が欲しいのかという点をピックアップした上で指標種を選ぶと面白いのではないのでしょうか。

すみませんが、続けて発言します。先ほどの議題の中で言い忘れたことがありました。前回、外来種に対する対策をもっと書き込んでほしいと要望したところ、積極的な書きぶりで書いていただき、うれしく感じました。一方で、外来種という言葉だけで、たくさんの種が出てきますが、全ての外来種が悪であると受け取られてしまうことにも問題があります。昨今、外来種は全て悪いのかということがよく話題になります。ですから、必要なところでは、有害な外来種、侵略的な外来種、生態系に害を及ぼす外来種などの言葉を入れるほうがいいのではないかと思います。

事務局：

最初のご指摘の環境と指標種の関係についての説明がないため、なぜ指標種になっているのかがよく分からなくなっているように思います。ですから、これが見つかれば、尼崎の環境は改善されていると判断できる、というようなことを記載したいと思います。

外来種に関して、「侵略的」、「有害な」、などの言葉の使い方についてです。一般的に外来種という言葉を使うときには単に外来種という言い方で構わないと思いますが、良くない意味合いで外来種という言葉を使うときには何かしらの言葉を補うという整理をしたいと思います。

委員：

すみませんが、もう少しだけ指標種について発言します。重要種と指標種の違いについてですが、重要性というところにどれくらい入っているのかと思います。例えば、見つけやすさと重要性とを考えたとき、重要性はありますが、市内でも1カ所で見つかっていないゲンジソウが指標と言えるのでしょうか。また、チビクワガタも指標種ではありますが、普通の人がどれだけ認識できるのかという問題があります。

一方で、私が以前から主張していることですが、トノサマガエルも入れてほしいなどの、もう1段階の絞り込みや明確な理由を考えたほうがいいのではないかと感じる種が散見されます。クマゼミが含まれるなら、ツクツクボウシもそうではないのかと思ってしまいます。また、ミンミンゼミのほうが指標的ではないだろうかとも思ってしまいます。そのように、指標種には違和感がある気がします。個人の感覚の違いもあるので、最終的な判断はお任せしますが、もう一歩、踏み込んでいただきたいと感じました。

事務局：

どうしても事務局で指標種を抽出すると、一般的な視点から抽出せざるを得ないところがありますので、日頃の活動の中での実情などもお教えいただければ、反映できると思いますのでおっしゃっていただければと思います。

委員：

あくまでも参考ですが、承知しました。

部会長：

他に意見がありますか。

委員：

レッドデータに関して伺います。今回、この表に書いてある植物について、植栽か自生かということがあります。至近10年は植栽であり、以前は不明であるというものも入っています。これは、今回は自生があったということですか。

事務局：

10年以上前のものについては、確認できたかどうかの調査しか行われておらず、自生だったのか植栽だったのかという情報が全くありません。それで不明としています。

部会長：

このリストの中で、例えば、シデコブシの場合、自生は考えられません。後でチェックして送りますが、そのような植栽のものは除くほうがいいと思います。オガタマノキやエビネも自生しているということはないので、そのようなものも除外したほうがいいでしょう。

例えば、キク科で言えば、シロバナタンポポなどは最近まで自生していたと思います。そのようなものは、Cランクあたりに入れればいいでしょう。そのようなアイデアがあれば、積極的に出してください。

また、猪名川にはスズムシはいませんか。何年か前に聞いたことがあります。

他にも抜けているものがあれば、教えてください。

委員：

この元データは、今回の現地調査と文献調査のデータですか。

事務局：

はい。

委員：

レッドデータブックに、尼崎で確認されたと記載があるという観点から選んでいるわけではないのですか。兵庫県のデータで見た場合にレッドデータブック掲載種がどこで過去の記録があるか、記録地が尼崎のものを抽出しているというわけではないのですか。

事務局：

レッドデータで、尼崎に分布があるというものは、このリストに入れています。ですので、10年前のものも入っています。

委員：

分かりました。

部会長：

例えば、これにはチビクワガタは入っていません。チビクワガタなどは入れたほうがいいと思います。タマムシなどはいかがですか。

委員：

選定基準に該当していればいいと思います。ここの選定基準のどこにも当てはまらないので、選定しにくいということなのでしょう。

部会長：

尼崎の独自の案としてということです。尼崎でどの種が少ないということは、委員しか分からないところがあると思います。

委員：

そのようなことはありませんが、独自の案は欲しいところです。

部会長：

その辺りの昆虫で入れたほうがいいものがあれば、どんどん言っていただきたいと思います。間違いがあっても、それは修正していけばいいので、尼崎ではこれが重要だというもののリストを取りあえず今回、作ってしまうことが大切です。

委員：

根拠はこの部会になるのですか。

部会長：

この部会です。根拠としては、細かな根拠資料を用意するというわけではなく、この部会での発言ということです。細かに客観的な情報を取ることにすれば、何年もかかってしまいます。兵庫県でも同様のやり方です。

取りあえず、このリストで気が付いたことについては積極的に情報を送ってください。できるだけ早いほうがいいです。

事務局：

学習啓発冊子の作成については、時間的には、まだ少し余裕があります。

委員：

教えていただきたいことがあります。このレッドリストの中で、鳥というのは迷鳥のように偶然来ることもあります。そのような鳥については、どのような基準でリストに入れるかどうかを決めるのですか。

事務局：

営巣しているか、偶然、電信柱に止まっていたのか、ということですか。

委員：

通り過ぎていくだけの鳥もいます。この辺りでは営巣しない鳥もいます。どのような鳥がこのリストの中に入るのかと思いました。

事務局：

他と同様に各レッドリストに記載されている種を取り上げています。一方で鳥は少し特殊な状況で、このリストには、至近 10 年に確実な記録のあるもの以外に、確認年がわからない種が多数含まれています。「以前」という欄のみに黒丸がある種は、2002 年以前に確認されたもので、以降の記録は確認されていません。また、「至近 10 年」という欄については、黒丸がある種は至近 10 年で確実な記録のある種であり、白丸がある種は 2002 年以降に確認された種ではあるものの、その正確な確認年は分からないものです。

それも大抵は、先ほどのお話のように誰かが少し見かけた記録があるという程度のものばかりと考えられ、おそらく環境の評価にはつながりにくいと考えられます。そのため、鳥に関しては、「以前」のみに黒丸があるものについては考慮しない方が現実的だとは思いますが、ただ、それにも根拠がないので、データとしてリストには記載しているという状態です。

委員：

その辺りは削除したほうがいいのではないのでしょうか。

部会長：

そうです。怪しいものは削除してもらい、後で見つかった場合には再度入れればよいでしょう。

ですから、本当に確実なもので、兵庫県のレッドリストの C ランクにも入っていないものでも尼崎では非常に重要であれば、入れていただきます。先ほどのチビクワガタやシロバナタンポポがそうです。カンサイタンポポも入れたほうがいいのかもかもしれません。レッドリ

ストについては、見直していただくということで、除外したり、追加したりすべきものの情報を各委員から市に連絡してください。

私から1つあります。6ページです。私たちにできることとして、『触れよう、食べよう』ということが出ています。もしもこれをするのであれば、五感を使うということなので、触覚と味覚だけではなく、嗅覚なども入れるほうがいいと思います。五感を使って、自然を調べようということです。

委員：

同じページで、『参加しよう』の所に『(守ろう?)』とありますが、ここに挙がっているのは保全活動のようなことばかりでハードルが少し高いと思いますので、観察会や体験会のようなものはどうですか。

部会長：

そのような会の中で、自然に触れるときには、五感を使おうということです。視覚だけに頼っていることがあるので、五感を使おうということです。

委員：

ハンドブックの件です。先ほどの説明では小学校3年生以上を対象としているということでしたが、小学校3年生の子どもには難しいのではないかと思います。中学生くらいであれば十分読めるでしょうが、対象年齢をどこにするかは考える必要があります。現在のものはラフ原稿なので仕方ないですが、振り仮名が一切ありません。そのようなことも考えると、何歳くらいの子どもの対象にしているのかということが気になりました。

このハンドブックは内容が盛りだくさんですが、後半のほうで、観察の仕方や川に行くときの服装に関する記載があります。今はイラストイメージですが、ライフジャケットの絵があります。また、増水時には絶対に入ってはいけないという情報も必要です。川に親しんで、魚捕りや虫捕りをしてほしいですが、先日も他の地域で中学生が流されて亡くなったという話がありました。安全には十分気を付けるために、基本的な装備であるライフジャケットや靴を履くこと、長袖を着ることなどの安全対策についても載せてほしいと思います。

委員：

他の公園はよく分かりませんが、虫捕りなどを制限している公園も結構あると聞いています。

部会長：

尼崎の公園はいかがですか。

事務局：

今回の生物調査で公園に入るときも、花などは持ち帰らないでほしいと言われましたが、普通の昆虫採集程度であれば構わないと言われていました。花を見せるなどの特別な用途があるような公園では、使用に制限がある場合も考えられるので、その辺りは確認します。昔ながらの昆虫採集のようなことは、基本的に問題ないと思います。

委員：

セミ捕りなどのことですか。

事務局：

はい。そういったものは大丈夫です。

委員：

県立公園は虫を捕ってはいけないという所も以前はあったようだと聞きました。

委員：

生物は全て捕ってはいけないと県の条例で決めてしまっていることがあります。原則、などのような逃げ場所が無い条例になっており、県の方も困っています。

委員：

生き物の採取は禁止になっているのですね。

部会長：

六甲山の山頂も特別保護区になっており、採集禁止です。

事務局：

公園で昆虫採集をしてもいいのかどうかは内部で確認します。

部会長：

昆虫採集をせずに昆虫のことが分かるのでしょうか。遠くから見るだけでは分かりません。ここにヒメボタルが出ていますが、ヒメボタルは農業公園ですか。農業公園は、尼崎で最も重要なヒメボタルという昆虫の生息場所ですが、そこは何か指定されているのですか。

事務局：

何もないと思います。

部会長：

そこも重要な場所です。シンボル昆虫にしようという場所ですが、何の指定もありません。そこは土地所有が複雑なのですか。

事務局：

国、兵庫県、市民、関西電力（株）などが所有している土地がモザイク状になっています。

部会長：

その緑地の在り方をぜひ検討してほしいです。他に何かありませんか。

委員：

ハンドブックの関係で聞きたいことがあります。サイズは **B5** ですか。A4 ですか。

事務局：

A5 程度のサイズを考えています。

委員：

この案では、かなりの数の写真が掲載されていますが、その写真がかなり小さくなるのではないのでしょうか。写真の選択もそうですが、委員の皆さまには、どの写真をどのくらい載せればいいのかということも指摘していただきながら、見やすいように加工してもらえればよいと思います。

メモできるようなページを作る予定はありますか。書き込めるようなページがありませんでしたが、メモできるようなページがあるとよいと思います。個人的には、写真の横にメモできる欄を作ることができる A4 サイズのイメージを持っていました。大きさがこの半分であれば、別のページとして、メモができるページを何枚か作る形になると思います。

取組と活動の所は、尼崎の活動の PR を大きく記載していただければよいと感じました。以上です。

部会長：

何年生向けなのかという話も出ていました。本年度ではなくても構いませんが、来年度は、分けることは可能ですか。小学生向けと一般向けでは、内容が全く異なってくると思います。先ほども言われたように、今の内容はかなり難しいので、一般の人向け、あるいは中学生以上向けにして、小学 3 年生向けではまた違うものを作ることができます。伊丹市の場合は、学校の先生が入って作っています。学校の先生が読むと、学校の教科教育の中で使う生物などがあるので、そのようなものも入れたほうがよいということになります。

一度にはできないと思うので、今回はこの方向で進めていいと思いますが、来年度に予算要求して、小学生向けのものを作ることを考えたほうがいいかもしれません。現在のものに仮名を入れるのも大変です。予算のかかることなので難しいかもしれませんが、小学生向けのものを別に作るほうがよいように感じます。

事務局：

環境教育プログラムということで、市の小学校3年生と4年生を対象に、あまがさき環境オープンカレッジを通じて出前講座のようなものを行っています。そこで、冊子を作る際に、振り仮名や難しい表現の問題があることも何となく把握できていると思います。プログラムでは紙面が限られているので、さまざまな場所にさまざまな生き物を知ってもらうことをこの冊子の目的にできればと考えております。そのため、小学3年生や4年生程度でも読めるようなことをベースにしていきたいとは考えています。

委員：

少し盛りだくさん過ぎるところがあり、読み物として充実している面があります。市民向けの啓発用であれば、最初の6ページまででも自分たちにできることが分かるので、そこまででもいいのではないかと思います。後半には生き物についての詳しい話があり、尼崎のさまざまな取組についての記載もあります。そのように、盛りだくさんであり、読み応えのあるものです。熱心な子にはいいかもしれませんが、普通の小学生にこれを渡して勉強してもらうのは、少し難しいような気がしました。

例えば、『参加しよう』の取組の所にある、河川の清掃や環境ラベルの付いた商品を選ぶことなどを、小学生が自発的に行うことは無理です。これは大人向けだと思って見ていました。『食べよう』などの部分も同様です。子どもの場合は、虫捕りに行って触れることはできたとしても、『食べよう』、『参加しよう』などは、保護者に依存するところが大きく、子どもたちがしたいと思っても、できないと思います。ですから、小学生向けと一般向けに分けたほうがいいでしょう。

事務局：

どの辺りまでをターゲットにするかについても含めて考えたいと思います。

委員：

中学生以上の一般向けとしては面白いです。大人が読むとしても、マンガで描いてあれば、読もうという気になります。吹き出しがあって、語り言葉になっており、イラストもたくさんあるので、大人が見ても面白いと思います。

部会長：

検討してください。森林環境譲与税は森林環境教育の予算にも使えるようなので、そのような用途に使うという方法もあると思います。他にも意見等がありますか。全体を通じてでも構いません。

先ほど、地域指定の件については向こうの委員会でも出してもらえるとこの話があったので、この部分もかなり進むと思います。それと対応するように、私が言い続けているデンジソウやヒメボタルの保全があります。実際に、事務局である環境創造課が土地を持っているわけでも施策を打てるわけでもありませんが、方向性として、持続するようなことを考えてください。

デンジソウのある水路だけというのは難しいということで、ヒメボタルについても分からないところがあります。それを保全するような方法を考えたいです。また、以前から言っているように、天然記念物に指定するという方法があります。市の所有地であれば、天然記念物指定は市から申請になります。

何かご意見ありませんか。

委員：

天然記念物はいいと思います。種指定にすると、どこにいても保全ができます。場所指定よりも有効だと思います。

部会長：

尼崎市の条例にも、天然記念物指定の項目があるはずですが。その中で、種指定で指定ができるようになっているかどうか重要です。伊丹はそうになっていませんでした。ですから、種指定は実は非常に難しいのです。所有者からの申請という形になります。神戸市もないですか。

委員：

種指定はありません。動物は国の指定があります。

部会長：

国の場合はコウノトリでも、今はあちらこちらにいます。

委員：

最後に一ついいですか。OECD や 30 by 30 に関する記載が全くありません。環境省が諸外国に向けて、国として生物多様性に取り組むと言っているので、どこかでそれに触れたほうがいいのではないかと思います。

事務局：

30 by 30 や OECD という具体的な言葉を書くということまではしていませんが、目標 2 の施策で、生物多様性に資する管理が行われている区域の取組についても支援していくという他都市での表現を参考に記載しています。今後もそのように、人工的につくった場所でも指定は可能のようなので、そのようなものがもし出てくれば、ここで対応していきたいと思っています。

委員：

環境省が OECD の制度をきちんと決めたのは、ほんの数カ月前ですから、それ以前に策定した部分については、はっきりしないところがあったのかもしれませんが、ロードマップがきちんと提示された後であり、2030 年までは必ず継続する事業だということは担保されています。今、作るからこそ、名称もしっかりと入れることができるという利点もあります。ですから、その OECD にきちんと乗っかるという姿勢を、今だから入れられるというメリットもあるかもしれないと思います。

部会長：

尼崎の森中央緑地は実施することになったのですか。

委員：

はい。尼崎の森中央緑地については、現在、県が申請を出しています。

部会長：

尼崎市内で申請しているので、出せばいいのです。自分のところが出すだけでも構いません。尼崎市内で行っていることを出せばいいと思います。

委員：

8 月頃には審査の結果が分かるということでした。

事務局：

定義などを含めて、言葉を確認してみたいと思います。

部会長：

尼崎市の場合は野外活動施設を持っています。

委員：

猪名川町です。

部会長：

子どもたちが泊まりに行くような施設は猪名川町だけですか。あそこは土地を借りています。あのような場所をそのようなものとして申請するという方法もあります。

本日は取りあえずのまとめなので、意見があれば、お願いします。

委員：

確認ですが、この戦略で指標として、さまざまなものが出ています。令和4年が基準となっていて、目標が令和9年や15年になっています。例えば、これがそのまま確定すると、重要だと思っている市民の割合を増やす、新しい市民農園の面積を増やすというものも、市の施策として動いていくのですか。具体的な施策内容は、これが確定してから動き出すという理解でいいのですか。

例えば、これを令和9年に達成するために、市の施策として進めていくということですか。

事務局：

そうです。

委員：

分かりました。

部会長：

この部会では、そのような具体的な施策を打つことはできません。ここでできるのは、重要性を強く訴えて、他の機関に働き掛けることです。そして、別の委員会に所属する委員にはその委員会でも戦略の考え方を反映させてもらうお願いができればと思います。

委員会は明日ですか。

委員：

明日です。あちらも同じような状態で、この前の進行具合では、そろそろリリースしようという感じでした。

部会長：

そちらの委員会では、生物多様性に対しては理解しているのですか。

委員：

理解しています。学識者や市民委員でアマフォレストの会の方がいます。その方が特に生物多様性のことや普及啓発する人材の高齢化問題、指導者養成などを施策に入れるように

と主張しています。

部会長：

尼崎市生物多様性地域戦略も同様です。普及啓発を進めるに当たって、指導者の養成は非常に重要だと思います。

委員：

指導者のところで気になっていたことがあります。目標 3 の一番下に、推進体制というのがあって、最終的にどのようなになるのかが気になっていましたが、3 行だけで終わっています。市民、事業者の意識を高めるような表現がもっとあっていいと思います。

事務局：

高めていくというのは、施策として進めていくというものではないということですか。

委員：

そうではなく、目標 3 の施策として書かれていることは、当然これで構いません。施策と言えば、市がやってくれると考えがちです。最後の推進体制のところでは、市民、事業者、市が協力しながら取り組んでいくとなっていますが、どのように協力していくのかというところが全く表現されていないと感じたということです。

これは部会長が言うように、あくまでも戦略であって、実際のことを語るものではないということは承知していますが、少しでもイメージを出すことはできないのかという思いがあります。ある程度、出るのだろうと期待していましたが、3 行だけでは寂しいと感じます。啓発学習冊子の中には私たちができることが具体的に書かれており、非常に良いと思いました。

部会長：

伊丹市は、昆虫館が中心的にそのような役割を果たしています。西宮市の場合は貝類館などの三つの施設がセンター的な役割を果たしています。尼崎市でも、センター的な相談ができるようなものがあるといいです。

委員：

前回は聞いたかもしれませんが、今のところ、尼崎市にはそのようなセンター的な拠点は無いと理解しています。例えば、推進体制というところでは、そのようなセンターをつくるということを目指してほしいと思います。そうでなければ、市民と事業者と市がいくら協力しようと言っても、何も動きません。何か拠点となるような場所や組織があることは重要です。

部会長：

尼崎市にはそのような環境学習施設のようなものはないのですか。

事務局：

市民や事業者と一緒に何かをするというプラットフォームのようなものは、あまがさき環境オープンカレッジが担っています。また、公園部局に尼崎緑化公園協会があり、上坂部西公園に事務所があります。緑化に特化していますが、相談を受けるなどしています。生き物に詳しい方もいるようなので、そのような方ともう少し協力して進めていくことは検討できるかもしれません。ただ、生物多様性のためにある部署ではないので、少し違う可能性はあります。ですから、プラットフォームのようなものとしては、あまがさき環境オープンカレッジになると思います。

事務局：

絶対的な存在として尼崎の森中央緑地がありますので、二重行政で市が何かする必要はないのではないのでしょうか。

部会長：

尼崎の森中央緑地に依存しても構いませんが、尼崎市から職員を1人派遣するような形で生物多様性を担当することもできるかもしれません。せっかく尼崎の森中央緑地があるので、それをうまく活用すればいいのです。あそこは生物多様性においては日本一ですから、使わない手はありません。尼崎市でわざわざそのようなものをつくる必要はないと思います。ただ、誰か人がいる必要はあると思います。委託できるのなら、それでも構いません。あの施設の活用を考えるほうがいいでしょう。

委員：

本質的なことではありませんが、推進体制について述べます。さまざまところの戦略を見ていると、行動計画よりも前に、推進体制や対象機関が書かれているものもあります。最後ではなくて、もう少し前に出てくるだけでも目立つかもしれません。

部会長：

推進体制の中に、さすがに尼崎の森中央緑地の応援を受けながらと書いてはまずいですよね。

他にありますか。

委員：

小さなことですが、いいですか。

部会長：

どうぞ。

委員：

啓発のパンフレットに登場人物としてヒメボタルとデンジソウが出てきます。ヒメボタルはしっかり自己紹介をしています。デンジソウの女の子は自己紹介がありません。アピールさせてあげたほうがいいと思います。デンジソウが重要なので、キャラクターとして出てきているのではないですか。

部会長：

いかがですか。

事務局：

はい。検討し、対応します。

部会長：

他にありますか。では、本日の審議を終わります。本日で中間答申、パブリックコメント前の部会は最後です。本日の部会で出た意見の反映については事務局に一任したいと思います。事務局から何かありますか。

事務局：

本日も、長時間にわたって審議していただき、ありがとうございました。今後の予定です。部会は今回がパブリックコメント前の最後です。次は、8月2日に令和5年度第1回環境審議会総会を開催する予定です。その総会で中間答申をいただいた後に、パブリックコメントを実施します。総会の資料等については、事務局から、1週間前をめどに送付します。その他、専門的事項について、特にハンドブックのレッドリスト等も含めて、さまざまな方からの意見をいただくことになると思います。こちらから個別に質問することもあるかもしれません。協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

部会長：

では、以上を持ちまして、本日の部会を終了します。ありがとうございました。

以 上